

# 平塚市地域福祉リーディングプラン

わたしたち一人ひとりが

輝く（かがやく）

共生のまち ひらつか

第4期平塚市  
地域福祉計画

第3期平塚市  
地域福祉活動計画

第1期平塚市  
自殺対策計画

第1期平塚市  
成年後見制度  
利用促進計画

第1期平塚市  
生活困窮者自立支援計画

2019年3月

平塚市

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

## 計画書の名称について

本計画書は、計画書全体の基本理念や基本目標を共有する、第4期平塚市地域福祉計画、第3期平塚市地域福祉活動計画、第1期平塚市自殺対策計画、第1期平塚市成年後見制度利用促進計画、第1期平塚市生活困窮者自立支援計画の5計画によって構成されています。

計画書全体を表す名称については「平塚市地域福祉リーディングプラン」とします。これは、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野において共通する事項を定める計画として、いわば地域における福祉のあり方をリードする計画であることが明確化されたことや、地域福祉に関連する様々な分野の計画を一体化したことなどによるものです。

なお、本計画書において、それぞれの略称は次のとおりとします。

平塚市地域福祉リーディングプラン	.....	本計画書
第4期平塚市地域福祉計画	.....	第4期地域福祉計画
第3期平塚市地域福祉活動計画	.....	第3期地域福祉活動計画
第1期平塚市自殺対策計画	.....	自殺対策計画
第1期平塚市成年後見制度利用促進計画	..	成年後見促進計画
第1期平塚市生活困窮者自立支援計画	...	困窮者支援計画

## はじめに

日本社会では、将来的にますます人口減少や少子高齢化が急速に進展していきます。こうした中、多くの人は、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしくいきいきと豊かで自立した生活を送ることができる地域社会の実現を望んでいるに違いありません。

福祉分野では、複合的な問題を抱える世帯への支援がこれからの大きな課題です。自殺対策や成年後見制度の利用促進、生活困窮者への支援などについては、近年、法律が制定・改正され、各施策を推進する行政計画の策定が求められています。また2018年には社会福祉法が改正され、地域の人々が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがいを感じられる地域をともに創っていくことのできる社会（地域共生社会）の実現を目指した、地域福祉計画の位置づけが強化されています。

そこで本市では、これらの動きを踏まえ、地域福祉計画、自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、生活困窮者自立支援計画に、平塚市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を加えた5つの計画を、一体的に策定しました。この計画を「平塚市地域福祉リーディングプラン」と名づけ、本市の福祉分野をリードする、総合的な計画と位置付けています。

今後は、本計画の基本理念「わたしたち一人ひとりが輝く（かがやく）共生のまち ひらつか」の実現のために、各事業を着実に推進していきます。さまざまな生活課題を抱えた人の困りごとに気づき、適切な支援につながり、一人ひとりの権利が守られ、人材や組織が育ち、市民の皆さまが互いに支えあう地域（地域共生力の高い地域）づくりを目指します。これによって、市民の皆さまが一方的にサービスなどの「受け手」となるのではなく、それぞれの力を発揮し、自らの得意分野を活かして地域活動の「支え手」にもなれると確信しています。

結びに、本計画の策定にあたり熱のこもった御議論を賜り、多くの御意見をお寄せくださった平塚市地域福祉計画策定委員、自殺対策、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援の各懇話会構成員の皆さまをはじめ、パブリックコメント等で貴重な御意見、御提言をいただいた市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月

平塚市長 落合克宏

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景

---

1 近年における地域福祉のあり方	1 ページ
2 地域福祉を取り巻く近年のうごき	3 ページ
3 本計画書の対象者	5 ページ
4 計画の位置付け	7 ページ
5 計画の一体的策定	11 ページ
6 計画期間	13 ページ
7 計画の策定体制	13 ページ

## 第2章 地域福祉の現状と課題

---

1 人口、世帯数の推移と予測等	
（1）人口、世帯数の推移と予測	17 ページ
（2）年齢構成の推移	18 ページ
（3）出生数の推移	19 ページ
（4）高齢者の状況	20 ページ
（5）障がい者の状況	22 ページ
（6）子育て支援の状況	26 ページ
2 地域の状況	
（1）自治会（町内会）	28 ページ
（2）地区別の人口と高齢者・年少人口比率	28 ページ
3 地域における福祉活動	
（1）民生委員児童委員	33 ページ
（2）地区社会福祉協議会	35 ページ
（3）町内福祉村	37 ページ
（4）ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）	41 ページ
（5）高齢者や障がい者の外出支援	42 ページ
4 地域住民の意識	43 ページ
5 地域の抱える課題	50 ページ

## 第3章 基本理念・基本目標・施策の推進

---

1 基本理念	57 ページ
2 基本目標	59 ページ
3 施策の推進の基本的な考え方	61 ページ

#### 第4章 第4期平塚市地域福祉計画

---

1 地域福祉計画とは	63 ページ
2 施策の推進の基本的な考え方	63 ページ
3 市民、関係団体、市（市社協）の役割	64 ページ
4 地域福祉計画における取組	65 ページ
1 地域福祉の推進に関する事項	
(1) 地域における共生を実現する地域福祉活動の推進	67 ページ
(2) 町内福祉村事業の充実	72 ページ
(3) 民生委員児童委員活動の支援	74 ページ
(4) 誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり	76 ページ
(5) 地域福祉を推進するモデル的な取組の展開	81 ページ
2 福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項	
(1) 地域における相談体制の拡充	84 ページ
(2) 総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備	85 ページ
(3) 民間活力による地域福祉活動の活性化促進	89 ページ

#### 第5章 第3期平塚市地域福祉活動計画

---

1 地域福祉活動計画とは	91 ページ
2 施策の推進の基本的な考え方	91 ページ
3 市民、関係団体、市社協の役割	92 ページ
4 地域福祉活動計画における取組	93 ページ
(1) 交流・つながりのある地域づくり	94 ページ
(2) 支えあい活動の充実	97 ページ
(3) 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	101 ページ
(4) 住民への支援の充実	104 ページ

#### 第6章 第1期平塚市自殺対策計画

---

1 自殺対策計画とは	107 ページ
2 自殺対策に関する現状と課題	108 ページ
3 施策の推進の基本的な考え方	114 ページ
4 市民、関係団体、市（市社協）の役割	116 ページ
5 自殺対策の取組	117 ページ
(1) 地域におけるネットワークの強化	118 ページ
(2) 自殺対策を支える人材の育成	119 ページ
(3) 市民への啓発と周知	121 ページ
(4) 「生きること」への支援促進	124 ページ

(5) 児童生徒がSOSを出すことができる教育の推進	127 ページ
----------------------------	---------

## 第7章 第1期平塚市成年後見制度利用促進計画

1 成年後見制度利用促進計画とは	131 ページ
2 成年後見制度の利用促進に関する現状と課題	132 ページ
3 施策の推進の基本的な考え方	137 ページ
4 市民、関係団体、市（市社協）の役割	139 ページ
5 成年後見制度利用促進の取組	140 ページ
(1) 成年後見制度利用支援体制の充実	140 ページ
(2) 地域における権利擁護の担い手支援	144 ページ
(3) 成年後見制度の利用が困難な人への支援	146 ページ
(4) 権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくり	149 ページ

## 第8章 第1期平塚市生活困窮者自立支援計画

1 生活困窮者自立支援計画とは	153 ページ
2 生活困窮者自立支援制度に関する現状と課題	155 ページ
3 施策の推進の基本的な考え方	161 ページ
4 市民、関係団体、市（市社協）の役割	163 ページ
5 生活困窮者自立支援に向けた取組	164 ページ
(1) 自立相談支援（くらしサポート相談）の充実	164 ページ
(2) 相談からつながる支援の拡充	166 ページ
(3) 連携体制の強化	169 ページ
(4) いのちとくらしを支える取組	171 ページ

## 第9章 計画の推進体制（進行管理）

1 計画の推進体制	175 ページ
2 計画の進行管理	177 ページ

## 第6章 第1期平塚市自殺対策計画

### 1 自殺対策計画とは

我が国の自殺者数は、1998年以降、2011年まで14年連続で3万人を超える状態が続いていたため、国は2006年に「自殺対策基本法」を制定しました。それまで、自殺に関してはあくまで「個人の問題」と認識されがちでしたが、自殺対策基本法を契機として、自殺は「社会の問題」とであると広く認識されるようになっていきます。

その後、国は2007年に「自殺総合対策大綱」を策定、2016年には自殺対策基本法を一部改正し、2017年に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。改正自殺対策基本法第13条第2項において、市町村には国が定める「自殺総合対策大綱」や都道府県の自殺対策計画そして地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

本市においても、2003年から2005年までの3年間の年間平均自殺者数が50人という深刻な事態を重く受け止め、市民のこころと命を守るという観点に立ち、本市の自殺対策の基本理念を明らかにするとともに、基本的施策を定め、市長が本市の状況に応じた具体的な施策を講ずるよう、2007年に全国で初となる自殺対策の条例「平塚市民のこころと命を守る条例」が議員提案され、可決されました。そして条例に基づき、自殺対策に関する総合的な取組を「こころと命のサポート事業」と位置付け、市民への積極的な啓発をはじめ、人材育成や関係機関間の連携強化に取り組んでいます。

第3期地域福祉計画においても自殺対策に関する項目を位置付け、さまざまな取組を行っていますが、自殺対策基本法が一部改正されたことや新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されたことを受け、深刻な悩みを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指し、国（自殺総合対策推進センター）が本市の自殺実態を分析した「地域自殺実態プロファイル（以下「プロファイル」という。）」に基づく重点的

な取組をはじめとする「第1期平塚市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）」を策定することとしました。

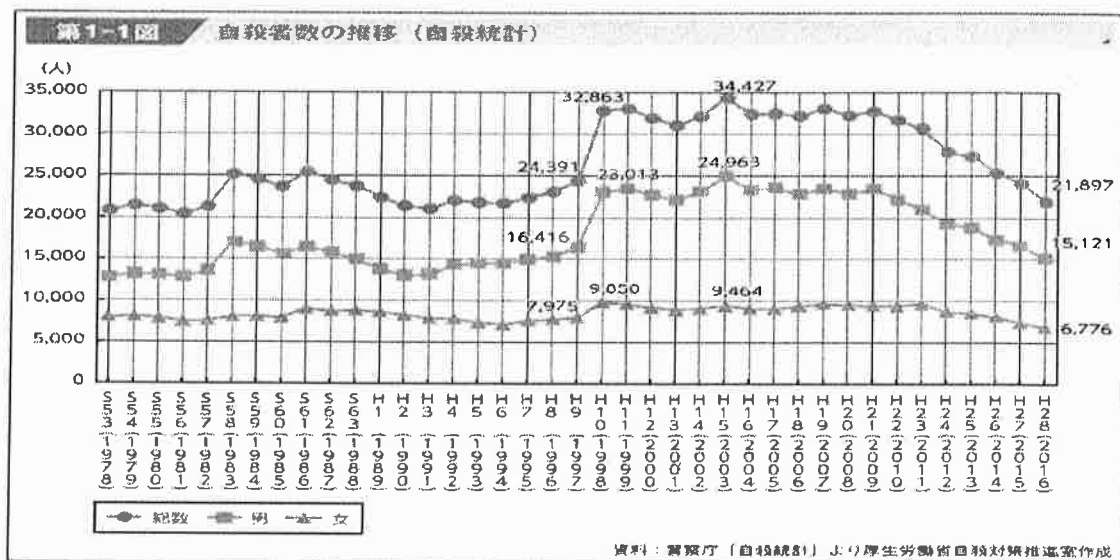
## 2 自殺対策に関する現状と課題

### (1) 自殺対策に関する現状

#### (国の状況)

1998年の急増以降、年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は、2010年以降7年連続して減少し、2015年には1998年の急増前の水準となりました。しかし、それでも20歳未満は10万人当たりの自殺による死亡者数（以下「自殺死亡率」という。）が、1998年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、年間自殺者数は減少傾向にあるものの依然として2万人を超えていることから、非常事態はいまだ続いている状況です。

#### 全国の自殺者数の推移



(出典：厚生労働省「自殺対策白書」)

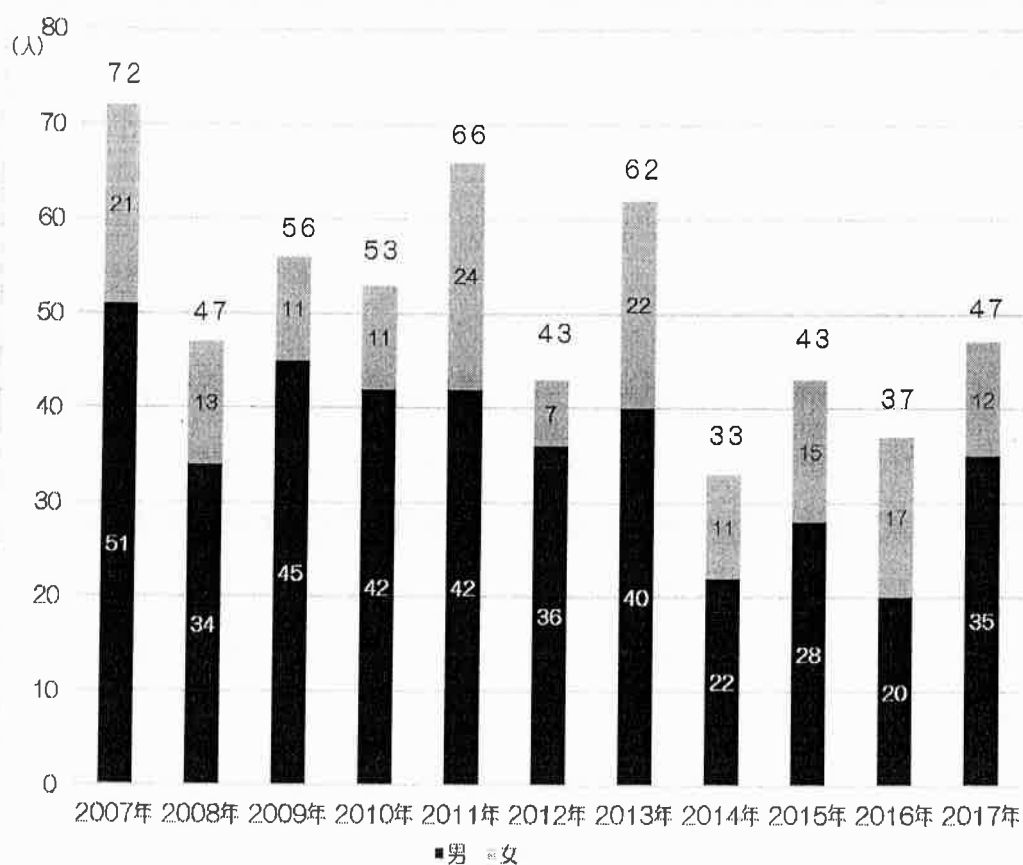


（平塚市の状況）

ア 年間自殺者数

本市の年間自殺者数は、2007年からの推移をみると減少傾向ではありませんが、増減を繰り返しています。自殺者の推移を性別で比較すると、女性より男性の自殺者が多い状況です。

平塚市の自殺者数の推移（2007年～2017年）



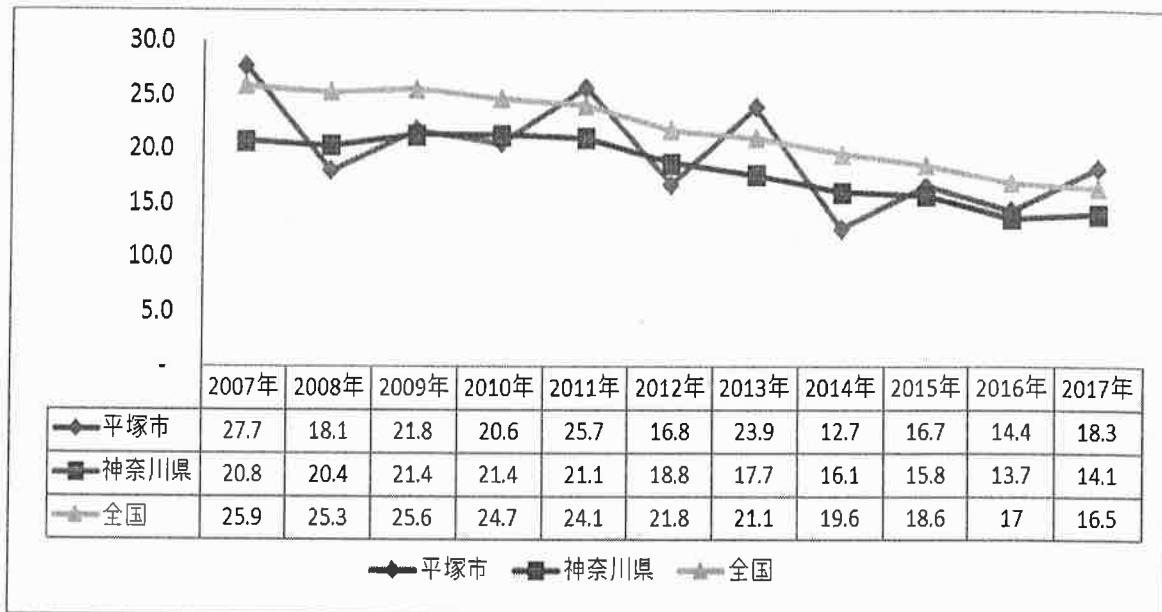
（出典：警察庁自殺統計）

イ 自殺死亡率

本市の自殺死亡率は、全国と比較して低い水準にありましたが、2015年からほぼ同水準であり、2017年は18.3となっています。

自殺死亡率の推移（全国・神奈川県・平塚市）

（単位：人）



（出典：警察庁自殺統計）

ウ 年代別自殺者数

本市の年代別自殺者数の傾向として、40歳代から60歳代までが多く、2013年から2017年までの5年間の累計では、40歳代が一番多く44人、60歳代39人、50歳代31人の順になっています。30歳代以下の若い年齢層でも20歳代は29人おり、30歳代22人、19歳以下8人となっています。また、70歳代以上の高齢者層でも、70歳代26人、80歳以上23人となっています。

エ 職業別自殺者数

本市の職業別の自殺者数の傾向として、2013年から2017年までの5年間の累計では、「被雇用・勤め人」が一番多く70人、次いで「その他無職者」が53人、「年金受給者」が43人おり、続いて「主婦」23人、「学生・生徒」10人、「失業者」8人となっています。

### 才 原因・動機別自殺者数

本市の原因・動機別自殺者数の傾向として、2013年から2017年までの5年間の累計で、「不詳」を除くと、「健康問題（身体やこころの病気についての悩み）」が最も多く84人、次いで「家庭問題」が35人、「経済・生活問題」が30人、「勤務問題」が17人おり、「その他」9人、「男女問題」6人の順になっています。

なお、自殺に至る原因・動機については、「不詳」が最も多く、直接の原因を特定できないことがあります。また、原因・動機は一つではなく、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われています。

### カ 国が示す本市の主な自殺の特徴

プロフィールでは、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」区分の自殺が多く、重点的に取り組む項目となっています。

平塚市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、2012年～2016年合計））

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位:男性60歳以上無職同居	28	12.8%	29.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40~59歳有職同居	24	11.0%	17.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	21	9.6%	13.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	16	7.3%	93.3	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性20~39歳無職同居	16	7.3%	67.1	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

(出典:自殺総合対策推進センター「自殺実態プロフィール」)

※1 順位は、自殺者数の多さに基づいたものです。

- ※2 自殺死亡率の母数（人口）は、2015年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※3 NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセスは、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は「自殺実態白書2013」（NPO法人自殺対策支援センターライフリンク））

## （2）自殺対策を取り巻く諸課題

本市においては、さまざまな自殺対策の取組を進めているところですが、本市の状況や国の示した「平塚市の主な自殺の特徴」を踏まえ、次のような課題が抽出されます。

- プロファイルにあるとおり、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」区分の自殺が多くなっており、重点的に取り組む必要があります。
- 年代別自殺者数では、60歳代が二番目に多く70歳代以上でも30歳代より多くなっており、高齢者を支援する施設等と連携して、取り組むことが必要です。
- 職業別自殺者数では、「被雇用・勤め人」が一番多くなっており、事業所、特にメンタルヘルス対策に遅れがあるとされている小規模事業所には、情報提供も含めた取組が必要です。
- 原因・動機別自殺者数では、「不詳」を除くと、「健康問題（身体やこころの病気についての悩み）」が一番多く、次に「家庭問題」、「経済・生活問題」が多くなっていることから、「健康問題」では、相談先の情報、こころの健康やうつ病などに関する正しい理解の普及啓発などが、複合的な課題を抱えることもある生活困窮者に対しては相談支援が必要です。
- 2017年の本市における10歳代の自殺者が2016年に比べて増加していること、また、2017年7月から8月までに実施した市民意識調査では、「自殺対策として大切、充実させるべきと思うことは何か」という質問に対して、「若年層への『いのちの大切さ』を学ぶ教育」とした回答が最も多かったことから、児童生徒へ命の尊さ・大切さを学ぶ教育の機会を充実

させていくことが必要です。

- NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされ、その連鎖のプロセス（自殺の危機経路）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なるとされていることから、さまざまな関係機関等が相互に連携し、適切な支援につなぐ必要があります。

### コラム 15 子どもの頃から命の大切さを学ぶ地域での取組

子どもたちが自分や相手のことを大切に、自分のことを肯定できる気持ちを育む取組を、関係団体、中学校、市が協働し行っています。

命の大切さや生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法などを学ぶ講演会を中学校で実施しています。講演を聞いた生徒からは「困っている友達がいたら話を聞いてあげたいと思ったし、自分が困っている時にも相談しようと思った。」といった感想が寄せられています。

また、中学校にご協力いただき、「命の大切さ」や「人と人とのつながり、絆」などをテーマにした「自殺予防啓発ポスター」の作成の他、自殺予防啓発街頭キャンペーンに参加してもらっています。

さらに、中学校生徒が保育園で小さい子どもとふれあうことで、命の尊さを感じてもらおうとともに自分も大切に育てられた存在であることに気づき、自己肯定感を高めることを目的とした「保育園ふれあい体験ボランティア」を実施しています。



中学生作成の自殺予防  
啓発ポスター（駅前地下道）

### 3 施策の推進の基本的な考え方

こうした現状把握と課題抽出を前提としつつ、「平塚市民のこころと命を守る条例」の目的である「市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会」の実現を目指し、さらに第3章で整理した計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた自殺対策計画における施策推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

施策の推進の基本的な考え方を実現するために、プロフィールに基づく重点的な取組のほか、自殺対策の啓発周知の強化やゲートキーパー（※23）の積極的な養成などを行う必要があります。そのため、地域におけるネットワーク体制の強化、自殺対策を支える人材の育成、市民へ自殺に関する正しい知識の啓発や悩み事を相談できる窓口へのつなぎ、関係機関相互の連携強化に基づく「生きること」への支援を促進します。また、児童生徒に社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処法を身に付ける教育の実施や「いのちの尊さ」を伝えることで、児童生徒がSOSを出することができる教育についての取組を推進します。

#### 【自殺対策計画全体の数値目標】

国が2017年11月に策定した「市町村自殺対策計画策定の手引～誰も自殺に追い込まれることのない社会実現を目指して～」では、市町村単位で策定する自殺対策計画における計画全体で目指すべき数値目標を掲げることが求められています。これを踏まえ、本市の自殺対策計画全体で目指す数値目

※23 ゲートキーパーとは、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応を図る役割を担う人材のことです。

標を次のとおり定めます。

自殺総合対策大綱(2017年7月改定)で示された国の数値目標(※24)及び神奈川県の子殺対策計画の数値目標(※25)を踏まえ、市では、自殺死亡率を2019年度(2017年数値18.3)から、5年間で15%以上減少させ、2023年に15.5以下にすることを目指します。

### コラム16 本を通じた啓発活動

本市では、2009年度から読書を通じた自殺対策の啓発活動に取り組んでいます。一例として、中央図書館が中心となり、命の大切さを考える本や元気が出る本をテーマに選んだ『こころと命のサポートのための本』をブックリストとしてまとめているほか、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間の3月には、テーマに沿った本を展示するコーナーを設置し、貸出も行っていきます。

また、市内の小中学校の学校図書館では、学校司書や司書教諭、ボランティアが中心となり、テーマに沿った本の展示コーナーを設置するなど、児童生徒だけでなく、先生や保護者等、学校を訪れた人にも参考となるよう、工夫しています。



地域の図書コーナーの様子

さらに、本市では中学校の学区ごとに、「子ども読書活動推進地区」を指定し、家庭、地域、学校が連携して子どもの読書活動を進めていく協議会を設置しています。協議会と市が協働して、『いのちの尊さをつたえる本』のリストを作成し、

市ホームページで毎月紹介している他、地域のおはなし会に参加した親子や他地区の協議会に配布して、読み聞かせへの活用をすすめています。

※24 国の数値目標は、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2015年の自殺死亡率18.5を2026年までの10年間で30%以上減少させ、13.0以下とすることをしています。

※25 神奈川県の子殺対策計画の数値目標は、2018年度(2016年数値14.6)から、2022年度までの5年間で自殺死亡率を15%以上減少させ、2021年に12.4以下とすることをしています。

#### 4 市民、関係団体、市（市社協）の役割

自殺対策計画の推進には、単に市や市社協が施策を推進するだけでなく、地域全体の取組が不可欠です。そのため、次のとおり市民、関係団体、市（市社協）に期待される役割を整理しました。

【自殺対策計画を推進するために期待される主な役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策についての関心と理解を深めるよう努力</li> <li>・身近な人のところと身体の不調のサインへの気づき、話を聴き、適切な支援へのつなぎ</li> </ul>
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主は、市と連携しながら雇用する労働者の心の健康保持を図るために適切な措置を講じるよう努力</li> <li>・教育関係者は、研修を受講し児童生徒からのサインに気づき適切な対応ができるよう努力</li> <li>・子ども読書活動推進協議会は、読み聞かせ等により子どもに「命の大切さ、尊さ」を学ぶ機会の提供</li> </ul>
市（市社協）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内及び関係機関が相互かつ密接に連携しネットワーク体制を強化</li> <li>・児童生徒に生き方や命の大切さを学ぶ機会を提供</li> <li>・悩みや困りごとの相談窓口や機関の情報周知</li> <li>・早期の気づきや支援へのつなぎ役であるゲートキーパーの養成</li> </ul>



## 5 自殺対策の取組

自殺対策計画における自殺対策の取組は、次のとおりです。なお、計画事業の数値等目標については、別冊の17ページ以降に取りまとめました。

(1) 地域におけるネットワークの強化	01 事例検討を通じたネットワーク体制の強化
(2) 自殺対策を支える人材の育成	02 ゲートキーパーの積極的養成<重点【高齢者】>
	03 教育関係者に対する自殺対策研修の推進
	04 民間事業所における自殺予防担当者(メンタルヘルス担当者)の養成促進<重点【勤務問題】>
(3) 市民への啓発と周知	05 啓発周知の強化
	06 自殺対策研修会への市民の参加<重点【高齢者】>
	07 メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用促進
	08 読書活動を活用した自殺対策の推進
(4) 「生きること」への支援促進	09 多重債務者・青少年相談支援体制の強化<重点【生活困窮者】>
	10 自死遺族等への支援拡充
	11 「いのちとくらしの総合相談会」<重点【生活困窮者】【勤務問題】>
(5) 児童生徒がSOSを出すことができる教育の推進	12 生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供
	13 「SOSの出し方に関する教育」の推進

※ 重点的な取組を<重点【〇〇〇(対象)】>として示しています。

※ この取組も含めた関連事業の一覧を別冊の101ページ以降に掲載しています。

## (1) 地域におけるネットワークの強化

実効性のある自殺対策を推進するために、市民、民間団体、医療機関、企業、行政機関が相互に連携・協働する仕組みを充実することが必要です。そのために、事例検討を通じたネットワーク体制の強化を図ります。

### 01 事例検討を通じたネットワーク体制の強化

#### (事業に関する現状)

自殺対策を総合的に推進するため、有識者・関係機関等で構成する「平塚市自殺対策会議」や庁内関係課の各課長で構成された「平塚市自殺対策庁内会議」、庁内関係各課及び関係機関（平塚保健福祉事務所、平塚警察署、市社協）で構成された「平塚市自殺対策担当者会議」を設置しています。

#### (事業に関する課題)

自殺の原因は一つではなく、複合的な要因が絡み合っています。しかし、現状では各機関が個別に支援を提供しているケースが多く、各機関の相互連携・協働の充実が求められます。

#### (取組の方向性)

「平塚市自殺対策会議」で本市における自殺の現状を踏まえた課題の抽出、各種事業の調査・評価等を行うとともに、各機関が具体事例を通じて連携・協力しつつ適切な支援につなげていくことができる連携・協働の仕組みや相談体制の整備を図ります。

#### (事業の概要)

「平塚市自殺対策庁内会議」及び「平塚市自殺対策担当者会議」において、自殺対策に関する知識を深めていく研修会だけでなく、具体的な困難事例の検討会を開催して、どの職員でも一定以上の技量を備えた対応ができるよう対応方法を検討し、関係各課の連携、情報共有を推進します。

また、「平塚市自殺対策会議」の機能強化を通じて、ネットワークの強化を

図ります。

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」や支援への「つなぎ」が重要です。その役割を担う人材育成の取組を充実させるため、ゲートキーパーの養成や教育関係者に対する研修を行います。

### 02 ゲートキーパーの積極的養成<重点【高齢者】>

#### (事業に関する現状)

市職員や民生委員、民間事業所のメンタルヘルス推進担当者、大学生等を対象にゲートキーパー養成研修を実施しています。研修内容は自殺の現状や基本認識、自殺に傾いている人の心の状態、対応のポイント等の講義やDVD視聴、対応の模擬演習等となっています。

#### (事業に関する課題)

自殺未遂者等の自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るための人材の養成が十分ではありません。なお、自殺総合対策推進センターから示されたプロファイルでは、本市の特徴として「高齢者」の自殺が多いと示されており、この点から高齢者に主眼を置いたゲートキーパーの養成が求められています。

#### (取組の方向性)

一人でも多くのゲートキーパーを養成し、自殺の可能性の高い人に気づき、適切な支援へつなげられるようにします。特に高齢者の自殺対策という観点を踏まえて積極的に取り組みます。

#### (事業の概要)

よろず相談センターやケアマネジャー、生きがい事業団など高齢者にかかわる支援者に対して重点的に研修を実施します。

### 03 教育関係者に対する自殺対策研修の推進

#### （事業に関する現状）

児童生徒の自殺予防を推進するため、小・中学校教職員等を対象に、教育関係職員へ求められる自殺対策に関する基本的知識や技術の習得を図るための研修会を実施しています。

#### （事業に関する課題）

2017年中の本市における10代の自殺者数は2016年に比べ増加していることから、教職員等に対し自殺対策等に関する基本的知識の習得を図るため、実践的かつ効果的な研修を行う必要があります。

#### （取組の方向性）

教育関係機関の現場等において悩みを抱える児童生徒からのサインに気づき適切な対応を取ることのできる教職員等を養成します。

#### （事業の概要）

若年層の自殺を防ぐ観点から、教職員等に求められる自殺予防に資する基本的知識や技術が身につくよう、講師選定や研修テーマを教育委員会と検討するなど研修内容の見直しを図ります。

### 04 民間事業所における自殺予防担当者（メンタルヘルス担当者）の養成促進＜重点【勤務問題】＞

#### （事業に関する現状）

労務安全衛生協会が主催する市内の民間事業所を対象とした地区会において、各種相談窓口の情報提供やゲートキーパー養成研修を実施しています。

#### （事業に関する課題）

プロフィールでは、本市の特徴として「勤務・経営」分野の自殺が多いことが示されています。特に小規模な民間事業所においては、従業員の不調や変調に気づいても次につなげることができずに不調が深刻化するケースが少なくありません。

(取組の方向性)

メンタルヘルス研修会の開催や各相談機関の周知などを通じ、小規模事業所におけるメンタルヘルス対策を重点的に推進します。あわせて、民間事業所に対しゲートキーパー養成やうつ病などへの気づきや理解に関する啓発を推進します。

(事業の概要)

現行の労務安全衛生協会主催地区会における取組に加え、小規模事業所向けにメンタルヘルスに関する研修会等を実施します。

### (3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるように積極的に啓発周知を行う必要があります。

#### 05 啓発周知の強化

(事業に関する現状)

9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせ、駅前等で街頭キャンペーンを実施しています。

また、啓発用グッズや相談窓口案内リーフレット「気づいてくださいこころのサイン」を作成し、関係機関、関係団体等へ配布するとともに医療機関や公共施設等へ配架及び研修会等での配付により相談先の周知を行っています。

(事業に関する課題)

悩みごとや困りごとがあった際に市民が相談できる窓口や機関の情報周知を強化する必要があります。特に、従業員50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策が遅れていると言われており、地域の関係機関との連携に

より小規模事業所への働きかけが必要です。

（取組の方向性）

悩みや困りごとを抱えた市民が、相談窓口や相談機関につながるよう周知を強化します。

（事業の概要）

家族介護教室等の高齢者支援に関連する機関や、小規模事業所やそこで働く人を対象とした保健指導等の産業保健サービスを提供する地域産業保健センターを通じて相談窓口案内のリーフレットを配布して、高齢者及び家族、小規模事業所に対して相談窓口の周知を図ります。

また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせた駅前の街頭キャンペーン等については効果的な実施方法を検討するほか、さまざまな媒体を活用して啓発周知を図ります。

## 06 自殺対策研修会への市民の参加＜重点【高齢者】＞

（事業に関する現状）

主に教職員・庁内職員を対象に自殺対策の専門的な研修を実施しています。

（事業に関する課題）

市民向けの研修については、主にゲートキーパー養成研修を行っています。市民が自殺やうつ病などに関する研修を受ける機会を増やす必要があります。

（取組の方向性）

プロフィールで高齢者の自殺が多いことから高齢者が自殺対策について学ぶ機会を増やすことで、自殺対策に関する市民の理解を深めます。

（事業の概要）

教職員研修会や精神保健に関するボランティアの養成研修などの実践的内容を含む一部の研修会等について、老人クラブやよろず相談センターに周知をして高齢者の参加者を増やします。

## 07 メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用促進

### （事業に関する現状）

幅広い年代に対し、心の状態を知り、心の健康（メンタルヘルス）への関心を喚起するため、携帯電話やパソコンを利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるサービスである「こころの体温計」を提供しています。

### （事業に関する課題）

「こころの体温計」については随時内容を更新していますが、アクセス数をさらに伸ばしていくことが必要です。ストレスやうつ症状などの可能性がある場合に相談窓口などへつなげていく必要があります。

### （取組の方向性）

「こころの体温計」の活用を通じ、市民に対してストレスやメンタルヘルス、心の健康やうつ病などに関する正しい理解の普及啓発を図ります。

また、問題が悪化する前に適切な相談機関への相談、精神科医療への受診を促すため、システム内の相談情報等の充実を図ります。

### （事業の概要）

「こころの体温計」を効果的な内容とするため、チェック結果表示画面の改善や市内の精神科医療の情報を追加するなど、システム強化を図ります。

## 08 読書活動を活用した自殺対策の推進

### （事業に関する現状）

中学校区ごとに設置されている「子ども読書活動推進協議会」の活動を通じて「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げることで、若年層の自殺対策を推進しています。また、中央図書館では学生や教員に協力してもらい、毎年「こころと命のサポートのための本」のリストを作成し、紹介した本を展示したり、おはなし会で取り上げたりしています。

### （事業に関する課題）

2017年中の本市における10代の自殺者数が2016年に比べ増加して

いることから、より若年層向けの自殺対策を推進する必要があります。そのため、児童・生徒が「命の大切さ、尊さ」を学ぶきっかけとして読み聞かせなどの環境づくりをさらに進めていく必要があります。

（取組の方向性）

おはなし会や読み聞かせ、「命の大切さ、尊さ」をテーマに選んだ図書の紹介等を通じ、子どもの頃から「命の大切さ、尊さ」を学ぶ機会を提供します。

（事業の概要）

「命の大切さ、尊さ」をテーマとした図書室展示や読み聞かせが、より多くの地域で実施されるよう働きかけるとともに、子ども読書活動推進協会との協働事業により作成した「命の尊さをつたえる本」のリストと、中央図書館で作成した「こころと命のサポートのための本」（小冊子）を市内小中学校の学校司書及び司書教諭、保育所・幼稚園、各子ども読書活動推進協会に配付します。また、各地区協議会・中央図書館でのおはなし会などに参加した親子にリストを配布したり、今月のおすすめ本を市のホームページで毎月紹介したりするなどして、家庭での読書活動を促します。

#### （４）「生きること」への支援促進

自殺対策は「生きることの促進要因」を高め、「生きることの阻害要因」を低くする取組を行うという視点から、多重債務や生活困窮など様々な悩みを抱えた人や若年者、自殺で遺された人への支援に関する対策を推進します。

#### 09 多重債務者・青少年相談支援体制の強化＜重点【生活困窮者】＞

（事業に関する現状）

自殺対策の一環として、「多重債務相談」や「青少年相談」、「ヤングテレホン」を実施しています。



(事業に関する課題)

全国的な傾向として、若年層の自殺が減っていないことや、多重債務者の自殺率が高い状況があります。プロフィールでは、「生活困窮者」を重点的に取り組む項目としており、多重債務により生活困窮になっている場合もあることから多重債務者への支援が必要です。

(取組の方向性)

自殺リスクのある多重債務者、若年層を適切な自殺対策相談窓口や相談機関につなげることで、問題解決や自殺防止の可能性を高めていきます。

(事業の概要)

多重債務相談では、必要に応じて、相談者を法テラスや自立相談支援機関(※26、以下「くらしサポート相談」という。)などの相談窓口につなぎ、対応することで包括的な支援を行います。青少年相談では、電話・来室・メール・手紙で広く相談を受け、相談内容によっては他の専門機関につなぐことで課題の解決へ結びつけます。また、9月と3月に若年層向けの相談「青少年相談」と「ヤングテレホン」を相談強化月間として実施します。

## 10 自死遺族等への支援拡充

(事業に関する現状)

神奈川県とともに、全国自死遺族総合支援センター等の協力を得て、「自死遺族の集い(わかちあいの会)」を開催しています。

また、自死遺族等が相談できる機関・自死遺族の集いの情報を記載した相談窓口案内のリーフレットを市ホームページで公開しているほか、市内公的機関・公共施設等に配架、街頭キャンペーン等で配布しています。

(事業に関する課題)

家族や身近な人を自殺で亡くした人は、自責の念にかられたり、周囲の自殺に対する偏見にさらされて傷ついたり、長期にわたり、こころと身体

※26 自立相談支援機関とは、自立相談支援事業を行う機関をいいます。本市においては、「くらしサポート相談」の愛称を付けています。

に様々な影響を受けることがあり、市民が自殺や遺族等の置かれた立場や心情について理解を深めていく必要があります。

（取組の方向性）

自死遺族等が、安心して自分の気持ちを語り、分かち合う場を確保することで、自死遺族等の孤立を防ぎます。

また、庁内職員、教育関係者等、市民を対象に、広報や研修会を通じて自死遺族等支援に必要な情報を周知します。

（事業の概要）

神奈川県・自死遺族支援団体等と「わかちあいの会」がより充実するよう、運営方法を検討します。

市民に関わる庁内職員、教育関係者等へのゲートキーパー研修で、自死遺族等の置かれた立場や心情、支援情報に関する内容を増やし、理解向上を図ります。また、自死遺族等が相談できる専門の相談窓口について周知を強化します。

## 1.1 「いのちとくらしの総合相談会」

<重点【生活困窮者】【勤務問題】>

（事業に関する現状）

失業や多重債務など生活に関する相談と心の健康（メンタルヘルス）相談は、それぞれの相談機関・窓口で対応しています。

（事業に関する課題）

失業者や労働者などの相談は、相談内容が複合的かつ複雑で相談窓口が多岐にわたるケースもあり、相談者の負担を軽減する必要があります。

（取組の方向性）

労働者・失業者が抱えがちな問題（失業、生活苦、多重債務、うつ病、人間関係など）に対応できる専門機関（ハローワーク、労働基準監督署、福祉事務所、法テラス、神奈川県精神保健福祉センター等）と連携した相談体制

を整備します。

(事業の概要)

自殺に至る要因が複合的であることを踏まえ、複数分野の専門家・相談員が連携して総合的な支援を行う総合相談会（いのちとくらしの総合相談会）を開催します。

**(5) 児童生徒がSOSを出すことができる教育の推進**

子どもたちが他人や自分を傷つけずに、自分のことを肯定する気持ち（自己肯定感）を育ていけるよう「命の大切さ、尊さ」を伝える取組を地域の関係団体・教育委員会・学校等と協力し、進めていきます。

また、児童生徒の「SOSの出し方に関する教育」（以下「SOSの出し方教育」という。）を地域で展開していくために、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげることができるよう教育委員会・学校と協力し、取組を進めていきます。

1.2 生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供

(事業に関する現状)

中学生を対象として、自尊心を育むことや困難に直面したときの対処の方法などをテーマとした講演会を実施しています。

(事業に関する課題)

日本の若い世代の自己肯定感は、他国と比べ低くなっていることから、若い世代の自己肯定感を高めていくことは全国的な課題となっています。また、2017年7月から8月までに実施した市民意識調査では、「自殺対策として大切、充実させるべきと思うことは何か」という質問に対して、「若年層への『いのちの大切さ』を学ぶ教育」とした回答が最も多かったことから、生徒へ命の大切さ、尊さを学ぶ教育の機会を充実させていくことが必要です。

(取組の方向性)

中学生が自尊心を大切にし、困難等に直面した時の対処方法を身に付けられる機会を提供します。

(事業の概要)

普段あまり接することのない様々な分野の人を招いて、多様な生き方等についての講演会を実施します。また、命の大切さ、尊さをテーマに中学生による演劇の公演を行います。

### 1.3 「SOSの出し方に関する教育」の推進

(事業に関する現状)

各学校において「自己肯定感や命の大切さを考える」取組を行っています。

(事業に関する課題)

SOSの出し方教育は自殺予防教育の柱の一つとして位置づけられており、その効果的な実施方法を検討する必要があります。

(取組の方向性)

2017年度に文部科学省・厚生労働省連名で発出された通知に沿った内容のSOSの出し方教育等を各学校の実情に合わせて市内全小中学校で実施します。

(事業の概要)

通知に沿った内容のSOSの出し方教育等の効果的な実施方法等について検討し、市内全小中学校で実施します。

**コラム 17 悩みは一人で抱え込まずに相談を～気づきとつながり～**

自殺された方の多くが、仕事や収入、多重債務、住居、介護や育児、心身の病気、事故や災害など様々な問題に直面し追い込まれながらも、適切な支援を受けていなかったことが分かっています。そのため、身近な人の様子の変化に気がついたら、声をかけ、話を聴き、悩みごとや困りごとの内容に応じた適切な支援につなげることが大切です。平塚市では職員が地域に出向いて、様々な相談を受けることが多い民生委員児童委員等を対象に、自殺に関する正しい知識と対応方法を伝える「ゲートキーパー養成研修」を実施しています。

また、平成21年度から相談窓口の情報を集約した「相談窓口案内リーフレット」を作成しています。「市の窓口だと顔が分かってしまうので、相談がしにくい。」という意見があったことから、市の相談窓口だけでなく国や県の機関や民間団体なども含め、一覧にして相談内容を分野別にまとめています。この相談窓口案内リーフレットは、小・中学校、高等学校の児童、生徒を通じて各家庭に配られているほか、民生委員児童委員をはじめ地域で活動をされる方々や市役所の転入手続きをした市民に配付しています。

また、市ホームページへの掲載や精神科医をはじめとした医療機関などに配架しているほか、JR平塚駅の構

JR平塚駅構内での配架



内や駅地下道にある広告板への掲示など広く周知をしています。

○リーフレットに関する市ホームページのアドレス

[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c\\_00313.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_00313.html)



## 第9章 計画の推進体制（進行管理）

### 1 計画の推進体制

本計画書を構成する各計画は、それぞれの計画を所管する「外部委員を中心に構成される懇話会」と「庁内組織」によって推進されます。また、各計画の具体的な事業や取組の推進に際しては、地域住民だけでなく、自治会（町内会）、民児協、地区社協、ボランティア団体、ゆめクラブ（老人クラブ）、障がい者団体などの当事者団体、町内福祉村などの住民相互支援団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、地域の学校、消費生活協同組合（生協）、農業協同組合（農協）、民間福祉事業者、公民館やよろず相談センター等の役割分担を明確にしながら、協働・連携して進めることを基本とします。

計画を所管する懇話会と庁内組織との概要は次のとおりです。

（外部委員を中心に構成される懇話会）

#### （1）平塚市地域福祉推進懇話会

第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画だけでなく、本計画を構成する各計画を総合的に推進するための懇話会です。地域福祉に関係する団体の代表者に加え、下記の自殺対策、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援に関する各懇話会の代表者によって構成されます。

#### （2）平塚市自殺対策懇話会

自殺対策計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。自殺対策に関係する団体の代表者等によって構成されます。

#### （3）平塚市成年後見制度利用促進懇話会

成年後見促進計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。成年後見制度の利用促進に関係する団体の代表者等によって構成されます。

（4）平塚市生活困窮者自立支援懇話会

困窮者支援計画に掲げる事業や取組の推進を所管する懇話会です。生活困窮者の自立支援に関係する団体の代表者等によって構成されます。

（庁内組織）

（1）平塚市地域福祉推進庁内連絡会

第4期地域福祉計画、第3期地域福祉活動計画だけでなく、本計画書を構成する各計画の推進について総合的に状況を把握するための会議体です。各計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（2）平塚市自殺対策庁内会議

自殺対策計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。自殺対策計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（3）平塚市成年後見制度利用促進庁内会議

成年後見促進計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。成年後見促進計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

（4）平塚市生活困窮者自立支援庁内会議

困窮者支援計画に掲げる事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。困窮者支援計画の計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

このほか、本計画書の概要を説明するとともに地域福祉活動への参加促進を図り、地域住民や関係団体からの意見を聴取するため、本計画書の計画期間内で意見交換会等を開催することとします。

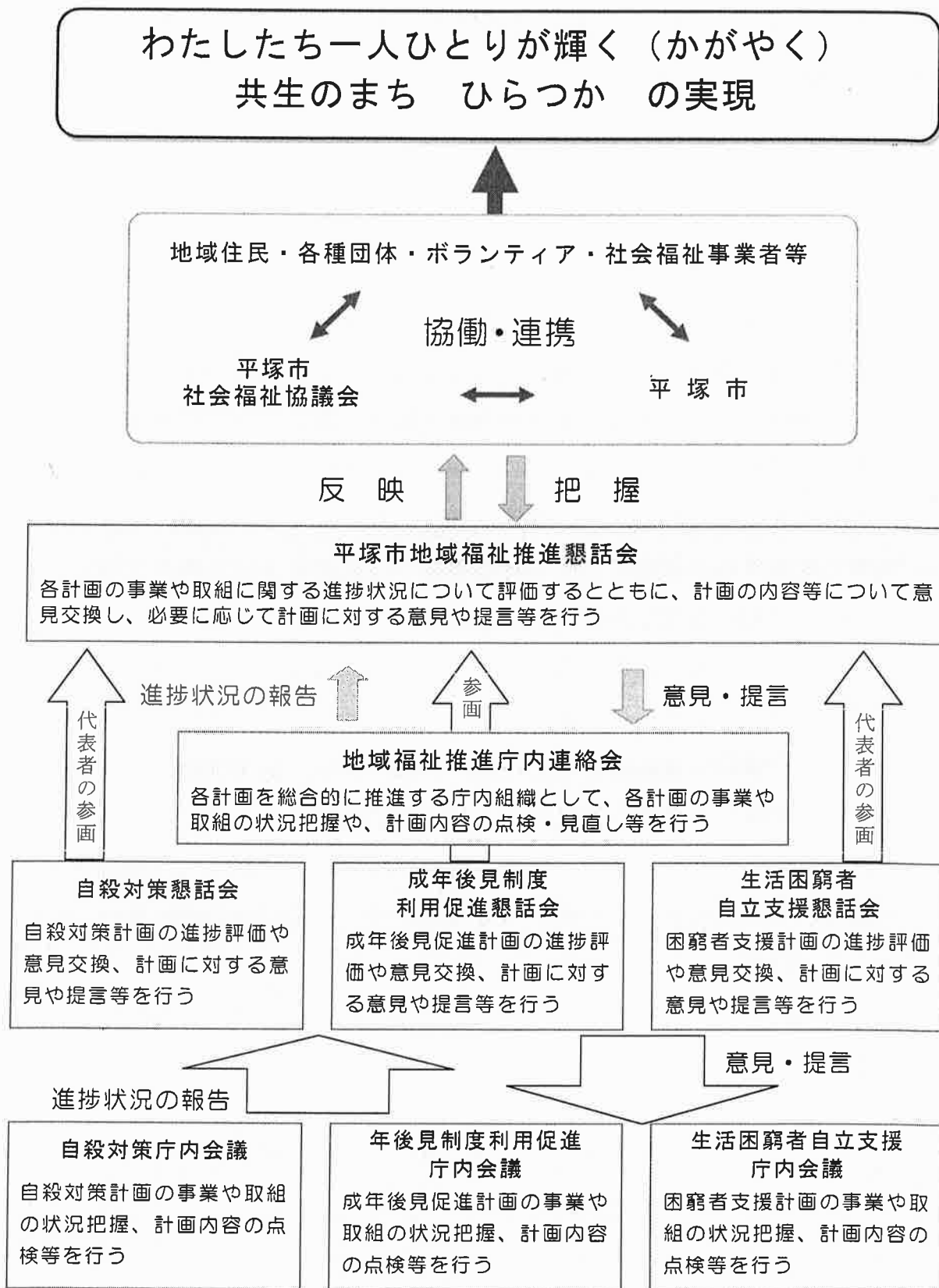


## 2 計画の進行管理

本計画書の進行管理については、原則として計画の推進体制に基づいて行います。具体的には次のとおりです。

- (1) 自殺対策計画・成年後見促進計画・困窮者支援計画の各計画については、それぞれの庁内会議体において計画事業や取組の進捗状況等を把握し、各計画の懇話会へ報告します。
- (2) 各計画の懇話会では、庁内会議体からの報告を受け、計画事業の進捗評価や意見交換を行い、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査や、市社協が実施する地区懇談会などを行った場合には、その結果を随時報告することとします。
- (3) 第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画については、平塚市地域福祉推進庁内連絡会において計画事業や取組の進捗状況等を把握し、平塚市地域福祉推進懇話会へ報告します。
- (4) 平塚市地域福祉推進懇話会では、平塚市地域福祉推進庁内連絡会からの報告を受け、計画事業の進捗評価や意見交換を行い、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査や、市社協が実施する地区懇談会などを行った場合には、その結果を随時報告することとします。また、自殺対策計画・成年後見促進計画・困窮者支援計画の進捗状況等については、各計画懇話会の代表者から概要を報告します。
- (5) 計画期間の中間年度においては、上記の進行管理に加え、計画内容の点検等を行います。

[本計画書の進行管理・推進体制イメージ]



## (1) 各計画の数値等目標

### 1 本計画書における数値等目標の特徴について

本計画書を構成する各計画の数値等目標には、次の特徴があります。

- (1) 目標の達成を、計画年次における「現状」、「中間」、「最終」の時点で把握します。なお、原則として「現状」は2017年度、「中間」は2021年度、「最終」は2023年度を指します。ただし、数値等の把握が可能な取組については、各年度の実績も把握することとします。
- (2) 目標数値の設定は「単年」（当該年度のみの数値）と「累計」（当該年度までの積み上げ）に分かれます。また、実数と延べ数も混在するため、該当する目標には把握する数値の特性を示しています。
- (3) 進捗把握年度において調査等が行われず数値等の把握が不可能な目標などについては、当該年度の目標を「－」としています。
- (4) それぞれの取組に対して、主に所管する部署または進捗を取りまとめる部署を示しています。複数部署が連携して推進する場合などには、すべての部署を掲載しています。ただし、第3期地域福祉活動計画については平塚市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する計画であり、推進主体は市社協となることから、部署の表示はしていません。

### 4 自殺対策計画の数値等目標

自殺対策計画の数値等目標は次のとおりです。なお、自殺対策計画の計画事業は計画書本体の107ページ以降を参照してください。

（自殺対策計画全体の数値目標）

自殺総合対策大綱（2017年7月改定）で示された国の数値目標及び神奈川県  
の自殺対策計画の数値目標を踏まえ、平塚市（以下「本市」という。）では、自殺死亡率（10万人当たりの自殺による死亡者数）を2019年度（2017年数値18.3）から、5年間で15%以上減少させ、2023年に15.5以下にすることを目指します。

### 01 事例検討を通じたネットワーク体制の強化

(数値等目標)

庁内会議及び担当者会議での事例検討会及び研修会の実施を目標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
庁内会議及び担当者会議における事例検討会及び研修会等の実施検討	事例検討会及び研修会の実施	事例検討会及び研修会の開催
主な所管部署等	福祉総務課	

### 02 ゲートキーパーの積極的養成<重点【高齢者】>

(数値等目標)

高齢者支援機関等でのゲートキーパー養成研修の実施を通じたゲートキーパー養成者数を目標として設定しました。(累計)

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
ゲートキーパー養成者数 2,352人	ゲートキーパー養成者数 3,000人	ゲートキーパー養成者数 3,400人
主な所管部署等	福祉総務課	

### 03 教育関係者に対する自殺対策研修の推進

(数値等目標)

自殺関連の研修会や講演会の受講人数を目標として設定しました。(延べ人数の累計)

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
受講人数 131人	受講人数 500人	受講人数 750人
主な所管部署等	福祉総務課	

04 民間事業所における自殺予防担当者（メンタルヘルス担当者）の養成  
促進＜重点【勤務問題】＞

（数値等目標）

市内の小規模事業所等向けのメンタルヘルスに関する研修会の実施回数を目  
標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
効果的な研修プログラムの検討	小規模事業所向けのメンタルヘルスに関する研修会の実施	小規模事業所等の関係機関と協働した研修実施回数 5回
主な所管部署等	福祉総務課	

05 啓発周知の強化

（数値等目標）

市民意識調査において、「死にたい」と言われた時の対応が「分からない」と回答した人の割合を目  
標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
「分からない」と回答した人の割合 10.8%	---	「分からない」と回答した人の割合 8.0%
主な所管部署等	福祉総務課	

06 自殺対策研修会への市民の参加＜重点【高齢者】＞

（数値等目標）

研修会の市民参加を検討した上で、高齢者の実践的な研修への参加者数を目標と  
して設定しました。（累計）

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
高齢者の研修受講拡大を検討	高齢者の研修参加を実施	高齢者受講者 30人
主な所管部署等	福祉総務課	

07 メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用促進  
(数値等目標)

「こころの体温計」システム強化の実施とアクセス件数の増加を目標として設定しました。(延べ件数)

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
結果表示画面バージョンアップ内容の検討、アクセス件数 78,701件	結果表示画面バージョンアップの実施、アクセス件数 79,500件	アクセス件数 80,000件
主な所管部署等	福祉総務課	

08 読書活動を活用した自殺対策の推進  
(数値等目標)

「命の大切さ、尊さ」をテーマとした読み聞かせ実施地区数を目標として設定しました。(地区数)

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
実施地区数 12地区	実施地区数 14地区	実施地区数 15地区(全地区)
主な所管部署等	福祉総務課	

09 多重債務者・青少年相談支援体制の強化<重点【生活困窮者】>  
(数値等目標)

多重債務相談開催数を目標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
多重債務相談開催数 12回	多重債務相談開催数 12回	多重債務相談開催数 12回
主な所管部署等	市民情報・相談課	

## 10 自死遺族等への支援拡充

(数値等目標)

「自死遺族の集い（わかちあいの会）」の参加者アンケートで、参加したことへの「肯定的（前向き）なフィードバック（※）」を得られた割合を目標として設定しました。

（※）例 「話して気持ちが楽になった」、「また参加したい」など

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
肯定的なフィードバックを得られた割合 90%	肯定的なフィードバックを得られた割合 92%	肯定的なフィードバックを得られた割合 94%
主な所管部署等	福祉総務課	

## 11 「いのちとくらしの総合相談会」＜重点【生活困窮者】【勤務問題】＞

(数値等目標)

毎年度9月、3月に実施予定の「いのちとくらしの総合相談会」の実施回数を目標として設定しました。（累計）

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
実施に向けた具体的な内容の検討	「いのちとくらしの総合相談会」の実施回数 2回	「いのちとくらしの総合相談会」の実施回数 6回
主な所管部署等	福祉総務課	

## 1 2 生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供

### (数値等目標)

「生き方・命の大切さを学ぶ講演会」のアンケート項目で「悩み事を誰かに相談してみようと思う」、「自分には良いところがある」と回答した人の割合を目標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
———	「悩み事を誰かに相談してみようと思う」、「自分には良いところがある」と回答した人の割合 50%	「悩み事を誰かに相談してみようと思う」、「自分には良いところがある」と回答した人の割合 60%
主な所管部署等	福祉総務課	

## 1 3 「SOSの出し方に関する教育」の推進

### (数値等目標)

計画中間年度までに「SOSの出し方に関する教育」を市内全小中学校で実施することを目標として設定しました。

数 値 等 目 標		
現 状	中 間	最 終
実施に向けた調整	小・中学校での授業実施率 100%	小・中学校での授業実施率 100%
主な所管部署等	教育指導課	



(7) 本市の自殺対策における取組事業一覧

地域におけるネットワークの強化

事業名	自殺対策会議等の開催	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	有識者・関係機関等で構成する「平塚市自殺対策会議」で本市における自殺の現状を踏まえた課題の抽出を行い、関係機関・団体等の取組を委員間で共有し、地域の自殺対策の推進体制の強化を図る。また、「平塚市自殺対策庁内会議」及び「平塚市自殺対策担当者会議」において、研修会等を開催し、関係各課の連携、情報共有を推進する。		
事業名	児童虐待防止ネットワークの充実（家庭児童相談事業）	担当部局 担当課・室	健康・子ども部 こども家庭課・健康課
事業概要	育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、児童虐待の相談、処遇対応を行う。また、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を行う。		

自殺対策を支える人材の育成

事業名	ゲートキーパーの養成	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	ゲートキーパー養成研修を開催し、自殺問題を正しく理解し、身近な人の様子の変化に「気づき、声かけ、話を聴き、必要に応じて相談へつなげ、見守る（支え合う）」ことのできる人材を育成する。		
事業名	教育関係者に対する自殺対策研修の実施	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	小・中学校教職員等を対象に自殺対策に関する研修会を実施することで、教育関係機関の現場等において悩みを抱える児童生徒に気づき、適切な対応を取ることのできる人材を育成する。		
事業名	自殺対策研修会への市民の参加	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	教職員や庁内職員を対象に実施している自殺対策の研修会等の情報を高齢者団体等に周知することで、高齢者が自殺対策に関する理解を深める機会を提供する。		

事業名	民生委員児童委員の相談対応力向上	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	相談窓口案内リーフレットを活用し、民生委員児童委員が市民から相談を受けた際に適切な支援につながるよう相談対応力を向上させる。また、ゲートキーパー養成研修の受講を推奨する。		
事業名	高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）との連携	担当部局 担当課・室	福祉部 地域包括ケア推進課
事業概要	市民からの相談に相談窓口案内リーフレットを活用し、必要に応じて関係機関等と連携し支援を行う。また、職員のゲートキーパー養成研修の受講を推奨する。		
事業名	人権教育担当者会	担当部局 担当課・室	学校教育部 教育指導課
事業概要	分科会別研究協議を年3回実施している。その中に「自殺対策」分科会を設置している。		
事業名	精神保健ボランティア養成研修	担当部局 担当課・室	社会福祉協議会
事業概要	精神保健福祉ボランティア養成講座を開催することで、精神障がいと精神保健福祉についての正しく理解し、寄り添える人材を育成する。		

#### 市民への啓発と周知

事業名	平塚市勤労会館や労働セミナー等での相談窓口情報の周知	担当部局 担当課・室	産業振興部 産業振興課
事業概要	施設や事業、機関紙で相談窓口の案内リーフレットを配架・配布、紹介記事の掲載をすることで相談機関の情報を周知する。		
事業名	みんなのまち「情報宅配便」事業	担当部局 担当課・室	市民部 協働推進課
事業概要	市民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、市民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行う「情報宅配便」のメニューにゲートキーパー養成研修を掲載することで、受講機会を提供する。		

事業名	民間事業所における自殺予防担当者 (メンタルヘルス担当者)の養成	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	労務安全衛生協会が主催する市内の民間事業所を対象とした地区会において、各種相談窓口の情報提供やゲートキーパー養成研修を実施することで、民間事業所におけるメンタルヘルス対策を推進する。		
事業名	相談窓口案内リーフレット「気づいて くださいこころのサイン」の活用	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	啓発用グッズや相談窓口案内リーフレット「気づいてくださいこころのサイン」を作成し、9月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間で配布する。また、関係機関や関係団体等への配布、医療機関や公共施設等へ配架及び研修会等で配付により市民への相談先の周知を行う。		
事業名	メンタルヘルスチェックシステム「こ ころの体温計」の活用	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	パソコンや携帯電話を使って簡単にストレスや心の落ち込み度を自己診断できるサービスを提供し、各種相談窓口の情報を広く市民に周知を図る。		
事業名	読書活動を活用した自殺対策	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	本を通じた地域活動をしている団体と協働し、読み聞かせ等の活動を通じて「命の尊さ」の普及啓発や、自己肯定感を高めてもらうことを目的とした事業を実施する。協働先団体：浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会		
事業名	保健福祉総合相談・案内窓口	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	市民の福祉向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。また、相談窓口や機関の周知を図るため窓口に相談窓口案内リーフレットを配架する。		
事業名	家族介護教室	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	家族介護教室に訪れる介護をしている家族に対し、相談窓口案内リーフレットを配付し、相談機関を周知する。		
事業名	生活保護相談窓口	担当部局 担当課・室	福祉部 生活福祉課
事業概要	生活保護の相談に訪れる市民が、様々な相談先の情報を得られるよう相談窓口案内リーフレットを窓口に配架する。		

事業名	子育てガイド「くすくす」を通じた啓発	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	子育てに関連する市の制度や施設などの情報を掲載した冊子（子育てガイド「くすくす」）にメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の案内を掲載をし、市民のこころの健康への関心を高める。		
事業名	思春期対策連絡調整事業	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の生徒に対し、学校保健等の関係機関と連携を図り、生命の尊さを教え、母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行う。		
事業名	健康増進事業における健康教育 （大人に対しての健康教育）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	医師等による休養・こころの健康づくりに関する教室を実施し、こころの健康に関する関心を高める。		
事業名	国民健康保険料等の賦課、収納、減免に関する事務及び国民年金の納付に関する相談	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保険年金課
事業概要	国民健康保険の届出書、申請書の受付、相談対応等を行う中で滞納者の状況を把握するとともに、相談に訪れる市民が様々な相談先の情報を得られるよう、窓口相談案内リーフレットを配架する。		
事業名	葬祭費の支給・死亡一時金の支給	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保険年金課
事業概要	葬祭費や死亡一時金の申請に来所した遺族が必要な相談窓口の情報が得られるよう、窓口相談案内リーフレットを配架する。		
事業名	「こころと命のサポートのための本」のブックリストの作成及び特集展示の実施	担当部局 担当課・室	社会教育部 中央図書館
事業概要	学生や教員にも協力してもらい、ブックリスト「こころと命のサポートのための本」を作成、リストは来館者配布用として配架し図書館ホームページにも掲載してPRする。自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月に特集展示を行い、関連図書等の貸出を促進する。		

事業名	ポスター及びリーフレット等の展示	担当部局 担当課・室	社会教育部 中央図書館
事業概要	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月に関連するポスター及びリーフレットを掲示、配架する。		
事業名	返却スリップを活用した情報提供	担当部局 担当課・室	社会教育部 中央図書館
事業概要	「こころと命のサポート」に関するメッセージやイラストを記載した返却スリップ（返却期限を記載して貸出時に渡すしおり）を作成し、毎年3月に中央図書館貸出室で貸出の手続きをする利用者に配付する。		
事業名	映画会の開催	担当部局 担当課・室	社会教育部 中央図書館
事業概要	自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせて毎年度9月と3月には中央図書館で「こころと命のサポート映画会」も開催する。		

「生きること」への支援促進

事業名	就労相談	担当部局 担当課・室	産業振興部 産業振興課
事業概要	就職に悩む本人・家族からの相談をキャリアコンサルタントが個別に相談を受ける。		
事業名	市民相談	担当部局 担当課・室	市民部 市民情報・相談課
事業概要	弁護士による法律相談や認定司法書士による多重債務相談等を実施している。また、必要に応じて、相談者を法テラスや自立相談支援機関等の相談窓口につなぎ、対応することで包括的な支援を行う。		
事業名	消費生活相談	担当部局 担当課・室	市民部 市民情報・相談課
事業概要	消費生活に関する悩みを抱える人に、消費生活相談員が対応する。また、トラブルに巻き込まれないよう消費者へ情報提供等を実施する。		
事業名	女性のための相談窓口	担当部局 担当課・室	市民部 人権・男女共同参画課
事業概要	女性が抱える様々な問題、悩みに関して女性相談員が対応する。		

事業名	人権相談	担当部局 担当課・室	市民部 人権・男女共同参画課
事業概要	いじめ、体罰、夫婦・親子の間でのトラブル、近所づきあいなどの相談に関して人権擁護委員が対応する。必要に応じて、関係機関の紹介等、相談内容に応じた対応を行う。		
事業名	自死遺族等への支援	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	神奈川県とともに、支援団体等の協力を得て「わかちあいの会（自死遺族の集い）」を開催している。自死遺族等が安心して自分の気持ちを語り、わかちあう場を確保することで孤立を防ぐとともに、相談できる相談窓口や自死遺族の集いの情報提供を行う。		
事業名	「いのちとくらしの総合相談会」の開催の検討	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	失業や多重債務など生活に関する相談と心の健康（メンタルヘルス）相談に対し、複数分野の専門家・相談員が連携して総合的な支援を行う総合相談会の開催に向けた検討をする。		
事業名	高齢者のための生活に関する相談・支援	担当部局 担当課・室	福祉部 高齢福祉課
事業概要	高齢者や関係機関からの高齢者虐待・権利擁護等について、電話や来所による相談を行うとともに、リスクの高い家庭の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	相談支援事業	担当部局 担当課・室	福祉部 障がい福祉課
事業概要	市役所と相談支援事業所において、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等障がいでお悩みの方の相談に応じる。		
事業名	窓口、電話並びに自宅訪問による相談支援	担当部局 担当課・室	福祉部 生活福祉課
事業概要	窓口や電話による相談だけでなく、自宅への個別訪問による悩みの相談を行う。		
事業名	生活困窮者自立支援事業（子ども支援員の配置）	担当部局 担当課・室	福祉部 生活福祉課
事業概要	子ども支援員による窓口相談や自宅への個別訪問を通じて、問題を抱える生徒等の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		

事業名	育児相談（子どもや育児に関すること）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	市内保育所や子育て支援センター、つどいの広場において、しつけや発育など育児に関する様々な不安や悩みの相談を行う。		
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員となり、子の預かりや送迎を行うとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	病後児保育（病後児保育室「なでしこ」）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の回復期にあつて、集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、保育施設で一時的に保育を行うとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	保育園における一時預かり	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	保育園において、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由で、子どもを1時間単位で預るとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	赤ちゃん広場	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	1歳未満児の親子を対象に、3箇所の保育園のサロンを利用して、子育て中の親同士の交流を図り、育児相談や情報提供を行うとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	子育て支援センター	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	乳幼児のいる親子の交流や子育て相談、子育てに関するイベントや講座などを実施する中で、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	つどいの広場（もこもこ、きりんのおうち、どれみ、ぽけっと、ここにくらす）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 保育課
事業概要	乳幼児のいる親子の交流や子育て相談、子育てに関するイベントや講座などを実施する中で、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		

事業名	母子・父子相談の充実（母子・父子福祉推進事業）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 こども家庭課
事業概要	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付など様々な相談に対応するとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。		
事業名	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度事務	担当部局 担当課・室	健康・こども部 こども家庭課
事業概要	児童扶養手当や医療費助成の申請手続きに来た市民の中で悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。		
事業名	こども総合相談	担当部局 担当課・室	健康・こども部 こども家庭課
事業概要	妊婦や18歳未満の子どもを持つ保護者・家族を対象に、社会福祉士、家庭児童相談員等が子どもに関する不安や悩みの相談に応じる。また、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。		
事業名	こどもの発達相談	担当部局 担当課・室	健康・こども部 こども家庭課
事業概要	保健師、臨床心理士、社会福祉士などの専門職や言葉の相談員を配置し、小学校入学前までの子どもの発達上の課題、障がいに関する相談や18歳までの子どもの福祉サービスの利用の相談を受けるとともに、悩みを抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。		
事業名	健康増進事業における健康相談（電話相談を含む）	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	生活習慣病の予防や疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図るための相談を行う。メンタルヘルスや休養等についての相談にも対応する。		
事業名	健康増進事業における訪問指導	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	生活習慣病の予防及び心身機能の低下防止と健康保持増進を図ることを目的として、保健サービスと医療・福祉等の他のサービスとの調整を図り、本人及びその家族に対して保健・栄養・口腔に関する必要な指導、相談を行う。メンタルヘルスや休養等についての相談にも対応する。		
事業名	母子健康手帳の交付	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	妊娠の届出があった妊婦に対して、母子手帳を交付し、必要に応じて保健指導を行う。大きな不安を抱える保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。		



事業名	母子保健事業における訪問指導	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児訪問指導、未熟児（低出生体重児等）訪問指導、養育支援訪問事業を実施し、保護者の育児不安解消等のための支援を行う。こんにちは赤ちゃん訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。		
事業名	母子保健事業における健康教育	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	母親父親教室、離乳食教室、むし歯予防教室、幼児健診事後指導教室等を実施し、妊娠中や育児についての不安の軽減を図るとともに、健全な母子関係の育成等を支援する。新婚家庭への情報提供、父親のための育児情報の提供等も実施する。また、育児に不安を抱えたリスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。		
事業名	母子保健事業における健康相談	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	育児相談（来所・電話）、インターネット離乳食相談、7か月児相談を実施し、育児不安の軽減・解消を図るとともにリスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。		
事業名	母子保健事業における健康診査	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	妊婦・4か月児・8～10か月児・1歳6か月児、2歳児歯科・3歳児健康診査を実施し、健康診査受診後は、必要に応じて育児不安の解消等について事後指導を行う。また、リスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。		
事業名	低出生体重児と保護者の集い	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	出生体重がおおむね1,700g未満の2歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、親同士が交流を図り育児不安を取り除く場を提供することにより、社会的な孤立を減らす。また、親が育児に自信を持つことができるように支援するとともに、リスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。		
事業名	妊娠期からの児童虐待予防事業	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	周産期医療機関、平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、こども家庭課と連携し、妊娠期の段階から支援が必要と判断される妊婦等を把握し、早期に必要な支援を行う。育児不安等を軽減することにより、児童虐待の防止を図る。		

事業名	産後ケア事業	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	4か月以内の乳児がいる初産婦が、日頃疲れた体を休めたり仲間づくりができる産後ルーム「ママはぐ」を設置するとともに、産後の精神的な不安を解消するため産後メンタルヘルス相談を実施する。その中で、リスクの高い保護者の早期発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。		
事業名	休日・夜間の緊急診療	担当部局 担当課・室	健康・こども部 健康課
事業概要	休日・夜間の急病患者に対する応急診療を実施する中で、リスクの高い方の発見と対応に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。		
事業名	教育相談事業「不登校児童・生徒訪問相談」	担当部局 担当課・室	学校教育部 子ども教育相談センター
事業概要	不登校により家に閉じこもっている児童・生徒に対して、学校・家庭・地域社会と連携しながら家庭訪問による相談・支援を行う。		
事業名	教育相談事業「教育相談」	担当部局 担当課・室	学校教育部 子ども教育相談センター
事業概要	心理的な悩みを持っている児童・生徒とその保護者、教員を対象に、カウンセリング、遊戯療法、助言指導、他機関への紹介などを行う。		
事業名	スクールカウンセラー派遣事業	担当部局 担当課・室	学校教育部 子ども教育相談センター
事業概要	臨床心理の専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。学校と連携し、児童生徒の家庭状況に配慮しながら問題解決へとつなげる。①児童・生徒へのカウンセリング及び支援 ②教職員および保護者に対する助言・援助 ③児童・生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④教職員に対するカウンセリング等に関する研修		
事業名	スクールソーシャルワーカー派遣事業	担当部局 担当課・室	学校教育部 子ども教育相談センター
事業概要	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを各小・中学校へ派遣する。学校と連携し児童生徒の家庭状況に配慮しながら、問題解決へとつなげる。①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動		

事業名	精神科リエゾンチームを配置（精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士）	担当部局 担当課・室	市民病院 精神科、看護科、（病院総務課）
事業概要	精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士等が自殺企図で受診・入院した患者に関わり、身体的疾患の治療後必要に応じて精神科病院への入院や受診、行政など社会福祉制度につなぎ、再発防止に努める。		
事業名	くらしサポート相談	担当部局 担当課・室	社会福祉協議会 くらしサポート相談
事業概要	市民の生活相談等の自立相談支援事業をしている窓口相談窓口案内リーフレットを配架をし、相談機関を周知する。		
事業名	ホームレス自立支援施策	担当部局 担当課・室	社会福祉協議会 くらしサポート相談
事業概要	路上生活者が起居する場所を巡回し相談を行う他、医療機関との巡回健康相談、風水害後の状況確認を行うことで、本人の生活実態や抱える様々な問題の把握をし、本人の意思も踏まえた各種制度に関する情報提供や自立に向けた支援を行う。		

児童生徒がSOSを出すことができる教育の推進			
事業名	生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供	担当部局 担当課・室	福祉部 福祉総務課
事業概要	中学生向けに、命の大切さ、人と人とのつながり、家族の絆、心の問題等をテーマにした講演会を実施する。		
事業名	青少年相談	担当部局 担当課・室	健康・こども部 青少年課
事業概要	学校以外で相談できる場として青少年相談室を開設し、電話・来室・メールで広く相談を受け付け、問題解決を一緒に目指す。相談内容によっては他の専門機関への紹介も行う。さらに、自殺予防週間のある9月及び自殺対策強化月間の3月に合わせて自殺予防メッセージを盛り込んだチラシ・リーフレット等を作成して、市内と近隣町の青少年とその保護者及び教職員宛てに配布する。		

事業名	いのちの授業実践の推進（ハンドブック配付、実践事例収集、作文募集）	担当部局 担当課・室	学校教育部 教育指導課
事業概要	道徳科や各教科等の授業などで行われている「いのちのかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることへの大切さ」などについての授業実践を推進する。		
事業名	学校図書館における「こころと命の本」の活用	担当部局 担当課・室	学校教育部 教育指導課
事業概要	司書教諭・学校司書・図書委員会の子どもたちが中心となり、学校図書館内に「こころと命の本」コーナーを設置している。図書館でのコーナー展示を通じて、広く児童生徒に「命の大切さ」を伝える。		
事業名	「SOSの出し方に関する教育」の推進	担当部局 担当課・室	学校教育部 教育指導課
事業概要	市内小中学校で「自己肯定感や命の大切さを考える」取組を行う他、「SOSの出し方教育」等を各学校の実情に合わせて市内小中学校で実施する。		